

角田市告示第96号

別紙に掲げる者に対する通知については、その送達を受けるべき者の居所が明らかでなく、送達できないため、高齢者の医療の確保に関する法律第112条が準用する地方税法第20条の2及び角田市後期高齢者医療に関する条例第6条の規定により公示送達します。

なお、当該書類は、角田市総務部税務課において保管し、送達を受ける者の申し出があれば交付します。

令和8年8月14日

角田市長

黒須

貫



角田市告示第96号（別紙）

公示送達者一覧

件数：1件

項番	送達を受けるべき者の氏名
1	高野 壯三